

# 申請書等における性別記載欄の見直しに関する方針

令和3年(2021年)7月7日

## 1 目的

現在、本市が行う手続きなどにおける申請書等（通知書やアンケートを含む、以下同じ）において、性別欄への記入を求めているものが少なくありません。この点について、性的マイノリティの方々の中には、性別の記入に際しこころの性と異なる性別を選択することへの抵抗感や、からだの性と見た目の性別が異なるために窓口で再確認されるなどの精神的な苦痛を感じる方もおられます。

そこで、本市が取り扱う申請書等について、性別の選択に抵抗感等がある方へ配慮したものに改訂するとともに、職員一人ひとりが性の多様性への理解をより深め人権尊重の取組を進めていくため、国や県の定めがあるものなど、やむを得ない場合を除き、申請書等の性別記載欄の削除や記載方法についての見直しを進めるものです。

## 2 方針

- (1) 本市が取り扱うすべての性別記載欄のある申請書等について、法的に義務付けられたものや業務の性質上必要であるものを除いて、性別記載欄を削除します。
- (2) 業務の性質上、性別記載欄が必要なものについては、性別記載方法を工夫できるか、書類の目的に応じた配慮を検討します。

《参考》あくまで一例ですので、状況に応じて工夫してください。

**例1：性別記載欄を自由記載として空欄とし、記入するかどうかを任意とする。**

性別( ) ※答えたくない方は記入不要です。

**例2：性別欄を「男」「女」の2択にせず、空欄(自由記載欄)を追加する。**

性別( 男 女 回答しない(答えない・答えたくない) )

※記入は任意です。

**例3：任意にできない場合は必要な理由を明記し、戸籍上の性別を記入してもらう。**

性別( )

※統計に使用しますので、戸籍上の性別を記入してください。

### ●「業務の性質上必要なもの」とは

- (1) 統計上、収集する必要がある
- (2) 男女共同参画の観点から収集する必要がある
- (3) 医療上性別の情報を収集する必要がある
- (4) 性別により配慮または対応を区別する必要がある
- (5) 本人確認のため性別の情報を収集する必要がある
- (6) (1)から(5)のほか、業務上必要とする明確な理由があり、収集する必要がある

※ただし、その必要性について説明したうえで、協力いただけるよう努めてください。

## 3 実施スケジュール

各所管課において、順次見直しをすすめることとします。条例等の改正やシステム改修など時間を要するものについては、それまでの間は運用により工夫するなど、柔軟な対応をお願いします。